

保護林制度の改正について

北海道森林管理局

1 保護林制度の変遷と旧保護林区分について

(1) 保護林制度の変遷

○大正4年 山林局通牒 「保護林設定二関スル件」

- 学術参考保護林
- 風致保護林
- その他保護林

林業と自然保護に関する検討委員会
(昭和62年10月～63年12月)

大正時代
昭和初期
高度経済成長
(木材需要拡大)
(公害発生)
森林の公益的機能
自然保護運動
(知床、白神等)

○平成元年 林野庁長官通達 「保護林の再編・拡充について」 「保護林設定要領」

- 森林生態系保護地域
- 森林生物遺伝資源保存林
- 林木遺伝資源保存林
- 植物群落保護林
- 特定動物生息地保護林
- 特定地理等保護林
- 郷土の森

森林における生物多様性保全の推進方策検討
会
(平成20年12月～21年7月)

生物多様性保全の要請
世界自然遺産
の保護担保

○平成22年 「保護林設定要領」一部改正

- 森林生物遺伝資源保存林の改正 (局設定可能)
- モニタリング規定追加
- 有識者による保全管理委員会の規定追加 等

保護林制度等に関する有識者会議
(平成26年6月～)

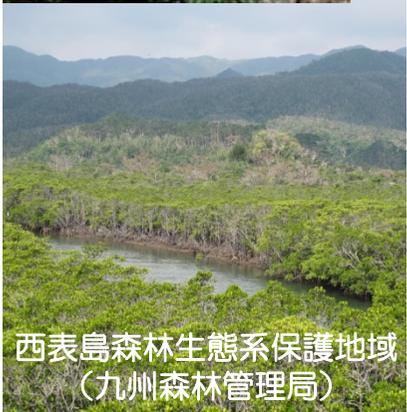
○平成27年 「保護林設定管理要領」制定

- 保護林設定要領を廃止

(2) 旧保護林区分

① 森林生態系保護地域

- ▶ 原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する保護林。
- ▶ 世界自然遺産地域の9割以上は森林生態系保護地域。
- ▶ 30箇所・655千ha・1箇所平均2万1千ha 設定要件：1,000ha以上(島嶼：500ha以上)

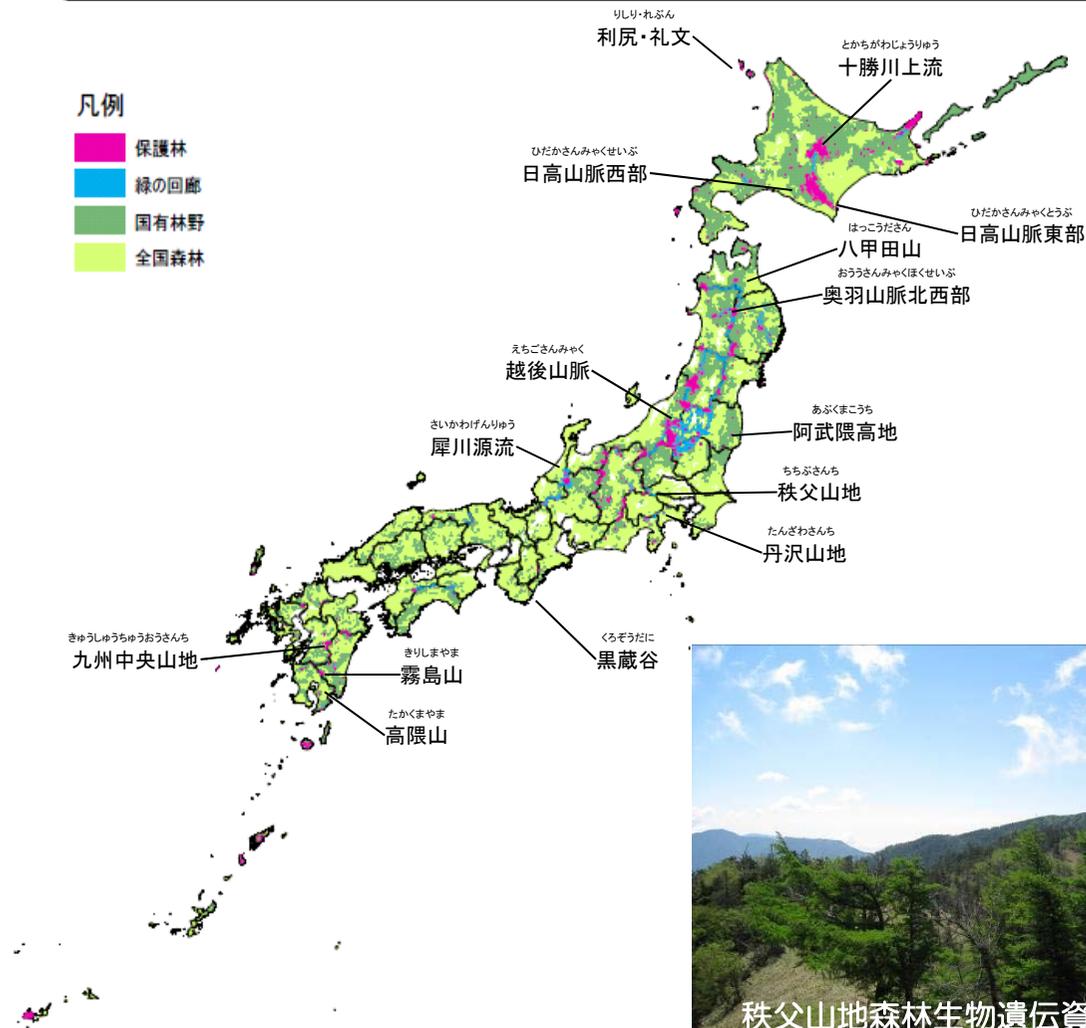


②森林生物遺伝資源保存林

- ▶ 森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する保護林。
- ▶ 15箇所・75千ha・1箇所平均5千ha
- ▶ 設定要件：1,000ha以上(特徴的な生態系500ha以上)

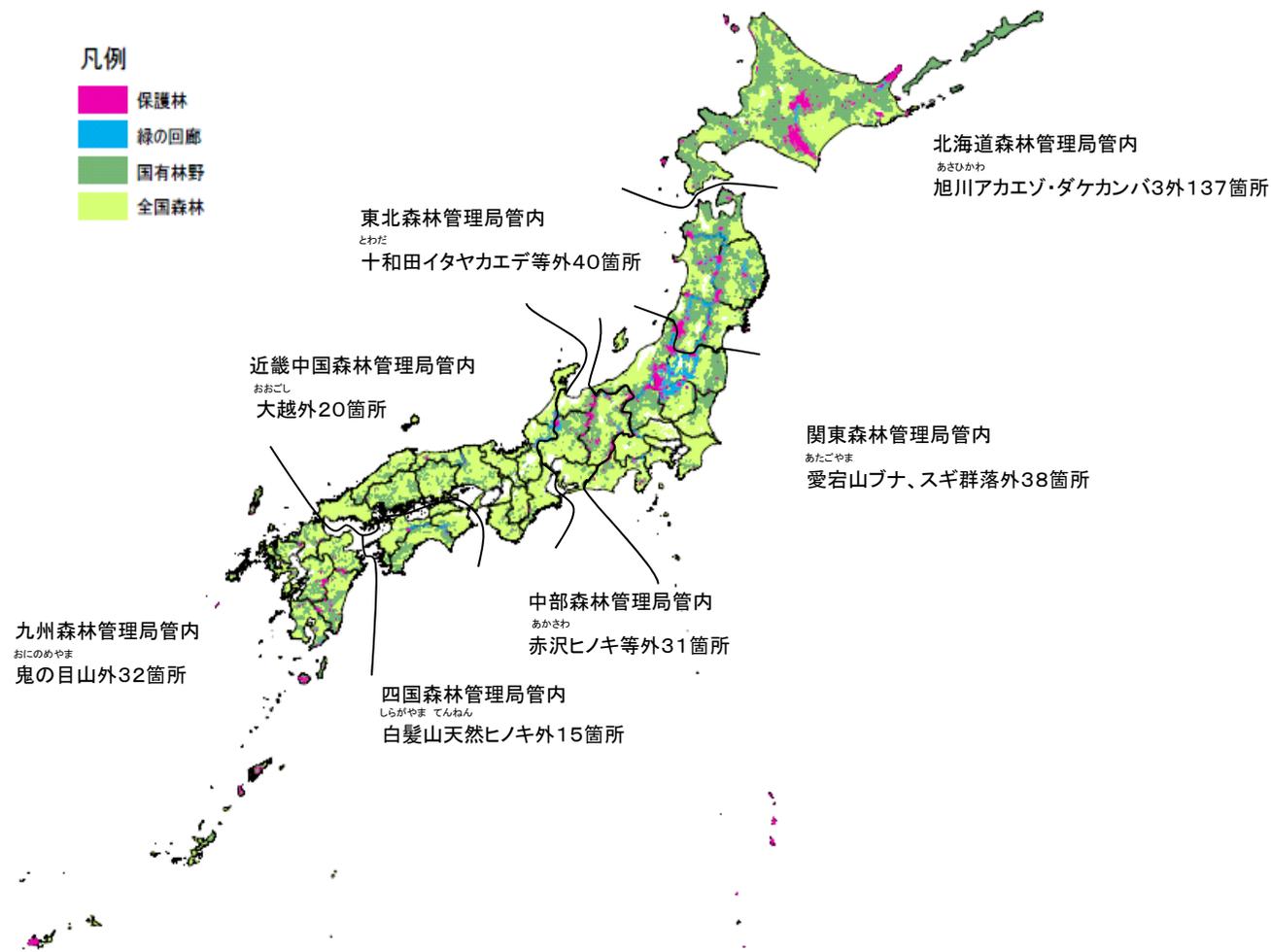
凡例

- 保護林
- 緑の回廊
- 国有林野
- 全国森林



③ 林木遺伝資源保存林

- ▶ 主要林業樹種及び稀少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する保護林。
- ▶ 320箇所・9千ha・1箇所平均30ha



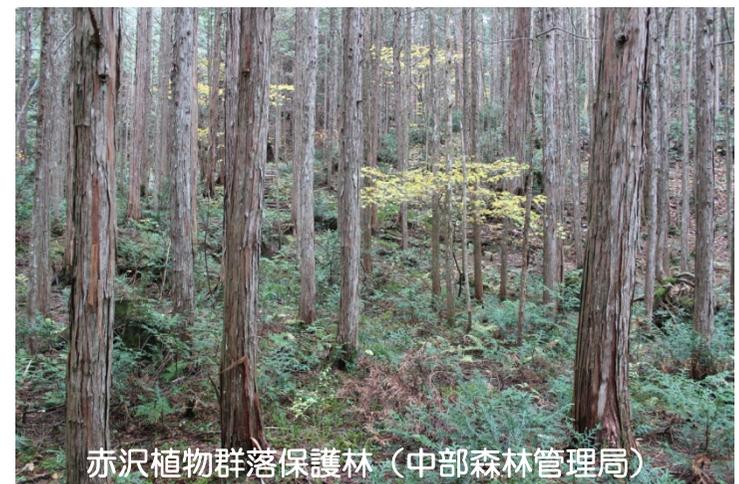
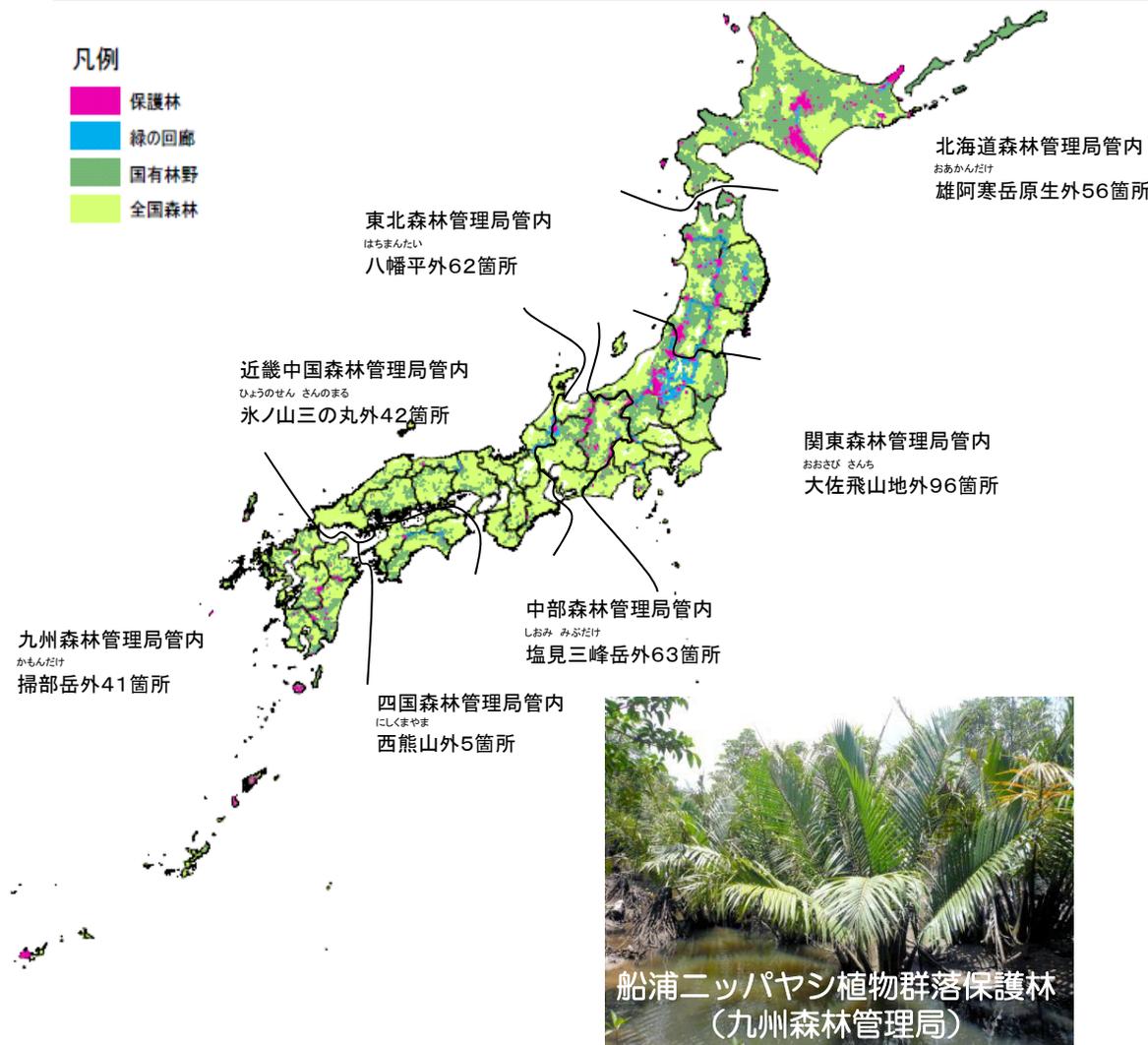
鳥海ブナ林木遺伝資源保存林
(東北森林管理局)



富士山大沢カラマツ・イラモミ・
ウラジロモミ群落林木遺伝資源保存林
(関東森林管理局)

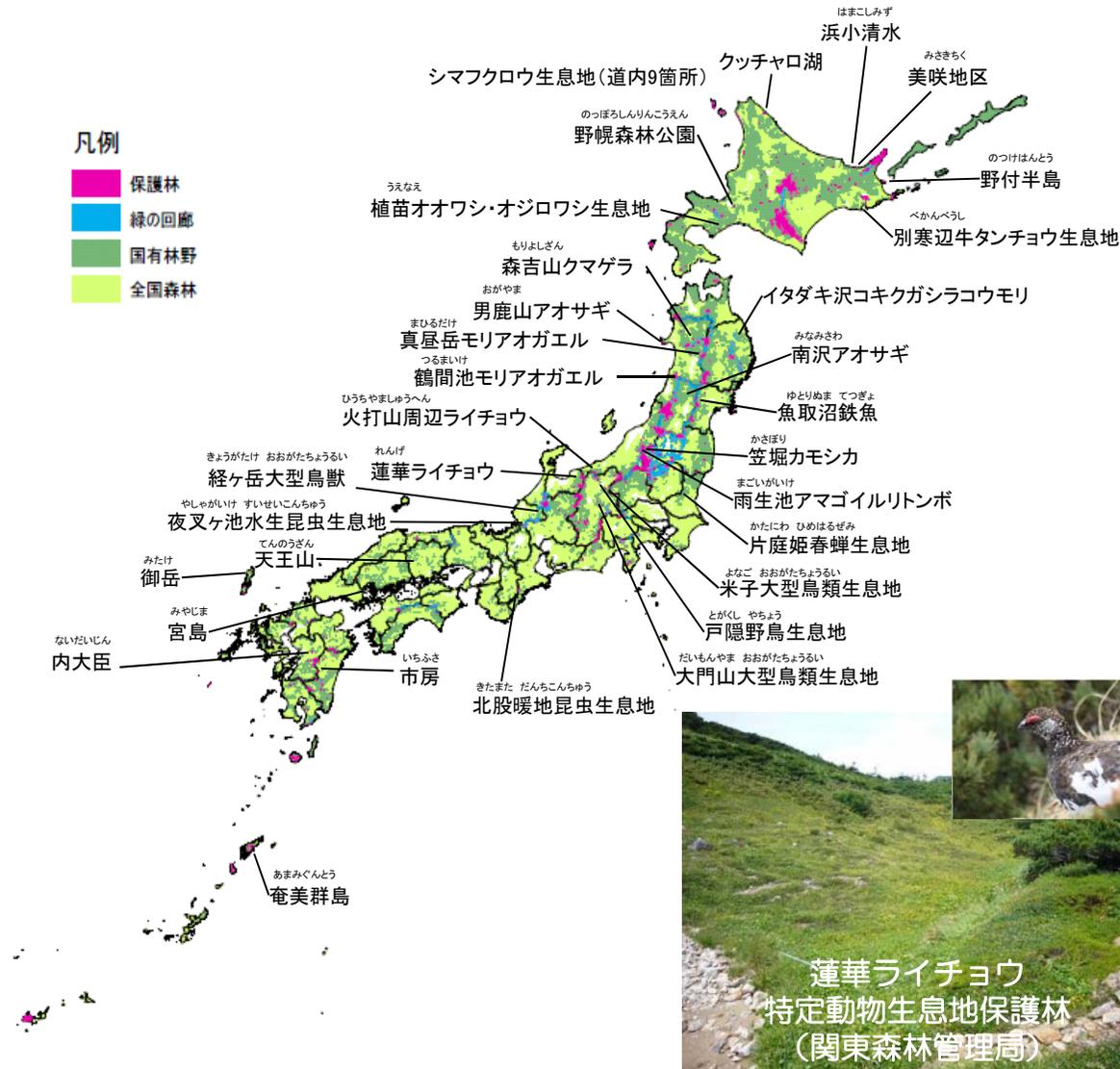
④植物群落保護林

- ▶ 我が国または地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する保護林。
- ▶ 372箇所・161千ha・1箇所平均430ha



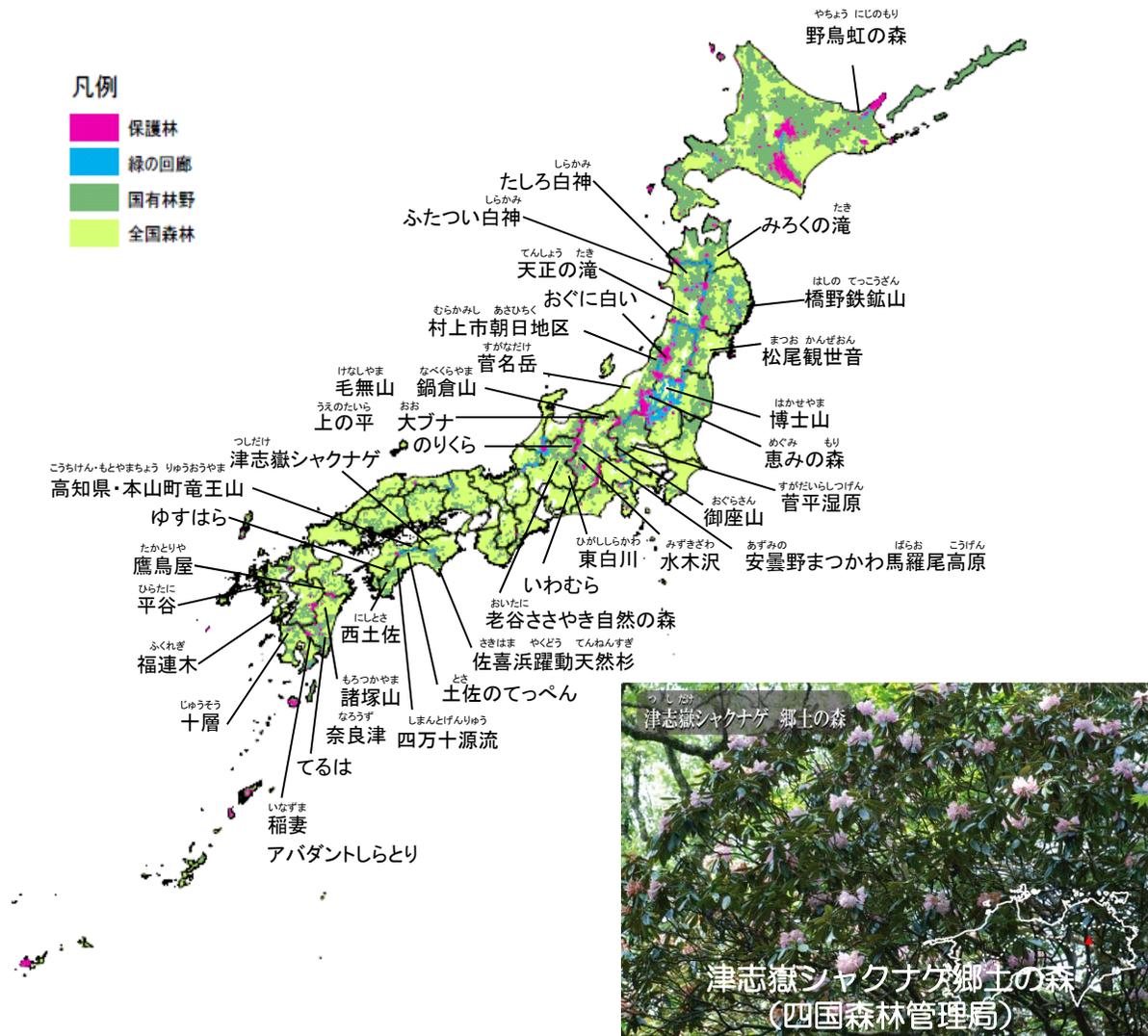
⑤特定動物生息地保護林

- 特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する保護林。
- 39箇所・23千ha・1箇所平均590ha



⑦郷土の森

- ▶ 地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する保護林。
- ▶ 40箇所・4千ha・1箇所平均100ha



(3) 北海道森林管理局の保護林設定状況

(単位：箇所、千ha)

名 称	保 護 林 名 等	北海道保護林の設定状況と面積比				
		箇所数	面 積		面 積 割 合	
			北海道	全国	全国保護林面積比	道内国有林面積比
森林生態系保護地域	知床、狩場山地須築川源流部、大雪山、日高山脈、漁岳周辺	5	276	655	42%	9%
森林生物遺伝資源保存林	利尻・礼文、十勝川上流、日高山脈東部、日高山脈西部	4	46	76	61%	2%
林木遺伝資源保存林	北海道カツラ、イタヤカエデ1 ほか	137	3	9	33%	0%
植物群落保護林	レブンアツモリソウ群生地保護林 ほか	57	25	162	15%	1%
特定動物生息地保護林	オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ ほか	16	12	24	50%	0%
特定地理等保護林	マンガン鉱床（オンネト-湯の滝）ほか	4	—	37	—	—
郷 土 の 森	野鳥虹の森（清里町）	1	—	4	—	—
保 護 林 計		224	362	968	37%	12%

平成25年4月現在 全国有林面積※7,602千ha、北海道内国有林面積※3,036千ha（40%）

※国有林面積は森林法第7条の2第1項に基づく計画対象森林

2 保護林制度の改正

保護林制度

保護林制度は大正4年に発足し、学術の研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等の面で重要な役割を担い、これまで先駆的な保護制度として機能してきた。

平成元年に最終改正が行われ、原生的な森林生態系を保護する森林生態系保護地域をはじめとして7区分の保護林を設定し保護管理を実施している。

制度改正の趣旨

保護林制度の最終改正から四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法は大きく進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

これに伴い保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築する。

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号：林野庁長官通知）

- 旧保護林通達（保護林設定要領）の廃止
- 旧通達等に基づき設置されている保護林関係委員会は再編
- 既存の保護林については、新区分に再編されるまでの間は従前の例による

保護林設定管理要領

第1 趣旨

森林に対する国民の要請の高度化・多様化に伴う平成元年の保護林制度改正から四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法が進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

このような変化に対応しつつ国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築、森林生態系を復元する考え方の導入など、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方について定め、もって国有林野における生物多様性の保全に寄与するものとする。

第2 用語の定義

1 原始的な天然林

伐採記録がない又は伐採記録がない近傍区域と同様の林況を示す天然林。
なお、上層木、下層植生等の一部に人為、移入種等による影響が生じている天然林であっても、当該天然林が特に保護・管理すべき固有の森林生態系を構成している場合はこれに含む。

2 復元

世界的な価値を有しているものの、人為、災害又は同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見を踏まえつつ、目標林型及び技術的手法を定め、それを基にした順応的管理により長期にわたる森林施業等の実施を通じて、潜在的な自然植生を基本とした生物群集へ誘導すること。

3 モニタリング

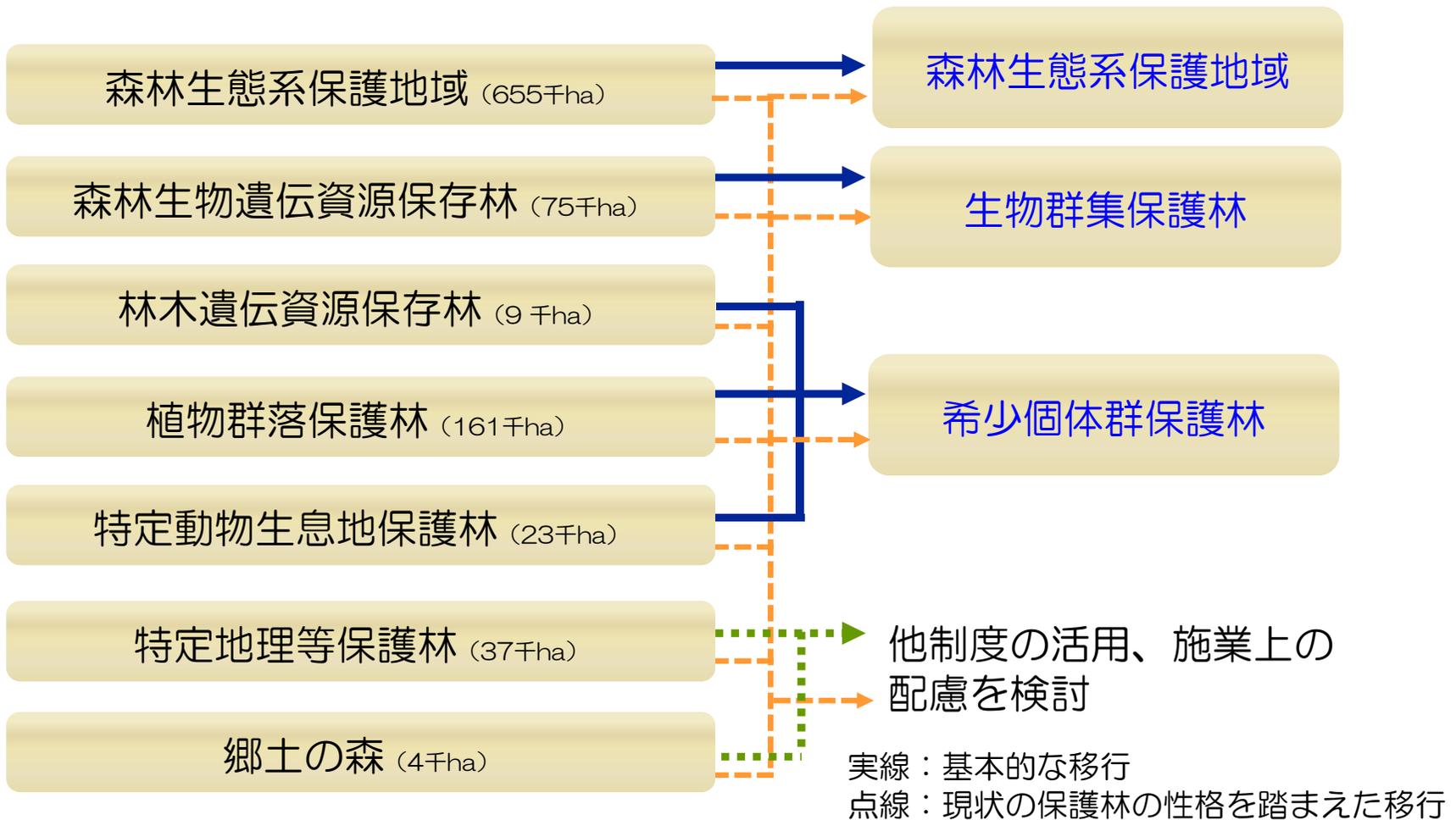
設定後の保護林の状況を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価するため「保護林等整備・保全対策実施要領」（平成22年4月9日付け21林国経第64号林野庁長官通達）に定められている「保護林モニタリング、調査マニュアル」に基づき実施する継続的な調査。

第3 保護林の区分

保護林は、その目的に応じて、森林生態系保護地域、生物群集保護林及び希少個体群保護林に区分するものとする。

保護林区分の再構築

合計 851箇所・968千ha



第4 保護林の設定及び管理

1. 森林生態系保護地域

(1) 目的

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000ヘクタール以上の規模を有するもの(ただし島嶼、半島等特殊な環境にあっては、原則として500ヘクタール以上の規模を有するものとする。)のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域。

(3) 地帯区分

森林生態系保護地域は、一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。

地帯区分		取扱い方針
保存地区	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域	原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。
保全利用地区	保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域	天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

第4 保護林の設定及び管理

2. 生物群集保護林

(1) 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

次の各号のいずれかに該当するもののうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域。

ア 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域であって、原則として300ヘクタール以上の規模を有するもの

イ 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として1,000ヘクタール以上の規模を有するもの

(3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

地帯区分		取扱い方針
保存地区	自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域	原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。
保全利用地区	保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域	天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

第4 保護林の設定及び管理

3. 希少個体群保護林

(1) 目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群（以下「個体群」という。）の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha以上の区域うち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を希少個体群保護林として設定することができるものとする。設定に際しては野生生物の生育・生息地の他に、個体群の存続に必要な更新適地等に配慮するものとする。

ア 希少化している個体群

イ 分布限界域等に位置する個体群

ウ 他の個体群から隔離された同種個体群

エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群

オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群

カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群

キ その他保護が必要と認められる個体群

※ 目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)を保護することを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。

(3) 取扱いの方針

(ア) 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。

(イ) 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。

野生生物保全管理手法の導入（希少個体群保護林）

人為による生息環境等の創出

一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ：
管理委員会での検討をふまえ、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全

一体的に保全

消滅が懸念される個体群

遺伝的に関係性を持つ個体群

生育・生息地

更新適地

第5 モニタリング

- 1 モニタリング、その他簡素な現況調査により保護林の状況を的確に把握
- 2 モニタリングの実施間隔

これまでは、全ての保護林について、原則として5年に一度のモニタリング調査



- (1) 5年未満ごと：絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護
- (2) 5年ごと：ア遷移の途中段階 イ復元を行っている ウ個体群の持続性に問題ある エ外部からの影響を受けている オ病虫獣害等による影響が顕著 カ温暖化による影響が顕著 キ短期間で大きな変化が想定される
- (3) 10年ごと：(1)(2)に該当しない

- 3 国有林野施業実施計画策定作業の前年度までに実施。実施間隔が10年ごとの場合の5年目は、森林官等による巡視、定点撮影、空中写真の確認等の簡素な調査を実施。
- 4 大きな変化が想定されない保護林は、保護林管理委員会の意見を聴いた上で、次期モニタリング周期に繰り越すことができる。
- 5 モニタリング等により保護林の状況に変化が確認された場合は、速やかに変更等を行う。

第6 保護林管理委員会

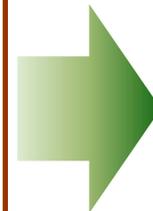
- 1 保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行う。
- 2 (1) 森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等のうち、森林管理局長が選任した者で構成。

(2) 必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会等を設置。復元を行おうとする場合は復元対象保護林毎に復元部会を設置。
- 3 留意事項（省略）

委員会の再編

既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ

〇〇森林生態系保護地域設定委員会
▽▽森林生物遺伝資源保存林設定委員会
■ ■緑の回廊設定委員会
XXモニタリング委員会
※※希少種委員会



北海道森林管理局
保護林管理委員会

※必要に応じて部会等
を設置

第7 保護林管理方針書

- これまでの保護林台帳に代わるものとして作成。
- 保護林の管理に活用するほか、管理委員会の参考資料として取り扱う。

第8 民有林との連携

- 保護林に隣接する民有林の保護・管理水準の確保に努める。
- 民有林内に分散している国有林の合算面積を保護林設定時の面積要件とすることができる。

第9 国際基準への対応

- 全ての保護林を国際基準として認知されている保護地域管理カテゴリーに分類した上で、国際的なデータベースへの登録を進める。

第10 その他

- 国民に対する積極的で丁寧な情報発信。
- モニタリングや普及活動等をボランティア活動により実施可能。
- 適切な保護・管理のための職員の人材育成。